

三郷生活保護裁判を支援する会ニュース

団体・個人の参加
お待ちしています!

埼玉県社会保障推進協議会
〒330-0064 さいたま市浦和区岸町7-12-8 自治労連会館内
三郷市社会保障推進協議会
〒341-0032 三郷市谷中397 埼玉土建三郷支部気付

No.13

2010年5月12日発行



支援する会、2月17日(水)浦和駅西口宣伝

★原告側の証人の提起
原告側からは、まずは原告の債務整理の相談にのった弁護士から始め、被告三郷市のケーブルカードを原告と面接した時系列に沿つて証人として、続いて当時の福祉課長3人、最後

第13回口頭弁論
三郷生活保護裁判
次回からの証人調べの確認が中心に行われました。

三郷生活保護裁判は、三郷市を相手に、生活保護の申請を拒否され続けたご家族が国賠訴訟の提起をし、2007年10月31日、さいたま地裁第1回口頭弁論が開始されて以降、13回の口頭弁論裁判がおこなわれました。7月7日の第14回から証人調べが始まります。証人としては、原告の息子さんと、実際の生活保護申請に関わった原告団弁護士です。三郷の生活保護行政の実態が、浮き彫りにされる裁判となりまいよい裁判も大きな山場となります。みなさまの大きなご支援を!

三郷生活保護裁判 証人調べ

7月7日始まる

に原告という順番にしてほしいと希望しました。

★原告側主張
それに対して原告側は、原告は夫（故・原告）が亡くなつたことにより精神的な不調も生じており、長い審問には堪えられないと言明しました。よつて、先に他の証人の審問を行ない、特に争いがある点に限つて原告の審問を行ないたいと希望しました。ケースワーカーについては、各回ごとの面接について大きな争点になつているので、それぞれの審問が必要であり、課長も3人の審問が必要であると主張しました。

★被告側の証人の提起

被告側は、原告側に立証責任があるのだから原告の陳述を最初にすべきであり、学者証人は意見書が提出されているので必要ないのではないかと主張し、ケースワーカーについては記憶が定かではない者もいるので、最初の面接をした者と担当となつたケースワーカーのみでよいのではないかと述べ、課長3人にについては保護開始決定をした際の課長がふさわしいのではないかと主張しました。

第十四回口頭弁論と宣伝の日程

日 時：2010年7月7日（水）

午後一時三十分～四時三十分
傍聴の抽選は、午後一時です。

場 所：さいたま地方裁判所101法廷
*弁護団報告会が裁判終了後

★当日、弁護団報告会終了後、県庁東門で開催されます。
傍聴の抽選は、午後一時です。
場所：さいたま地方裁判所101法廷
*弁護団報告会が裁判終了後

★裁判所の質問



弁護士会館での裁判報告会

弁護士会館の報告会

裁判は、原告と被告のそれぞれの主張が出されで争点が明確になります。証拠に基づいてどちらの主張が正しいかを判断する段階になっています。書類などの証拠は既に提出さ

間を尋ねると、被告側は故・原告の妻である原告に対しては30分から40分、故・原告の息子にあたる原告に對してはまだ検討中だから40分ないと答えました。

弁護士に対しては30分から40分であると答えました。裁判所は原告の体調が良くなれば、出廷できるようになると尋ねました。原告側は、病状によるので断言はできないが、出廷できるようにすると答えました。

裁判所は、原告の体調についての診断書を証人調べに今年いっぱいかかるとして、その頃には原告が出廷することは可能になるのかと尋ねました。原告側は、病状によるので断言はできないが、出廷できるようにすると答えました。

法廷を離れて合議を行ない、証人の順番について検討しました。

★検討結果

裁判所は、原告の体調についての診断書を正式に提出するとともに、原告の体調不良から審問を最後にしてほしいという上申書を提出することを求めました。証人調べの順番については、まずは息子さん、弁護士から証人審問を始めることと、ケースワーカー4名と課長1名の陳述書を被告側から提出することを求めました。そして、次回の口頭弁論では、息子さん、弁護士が証人として採用されることになりました。

原告陳述書概要

原告陳述書概要

原告の陳述書は、時系列に沿つて述べられており、平成16年1月に原告の夫（故・原告）が白血病であることが判明して即入院となり、会社からの保障も雇用保険もなかつたために無収入になり、高額医療費を申請したこと。

平成17年1月の三ヶ月市での初の相談では、はつきり「生活保護を受けたい」と伝え、夫が白血病であり、他に収入がないことを訴えましたが、車を処分し、仕事を見つけてからま

た来るよう言われたこと。三郷市の面接記録が残っているのは2月1日からですが、それ以前に長男と一緒に2回目の相談に行き、そこで長男が就労指導をされ、2月1日の段階では長男がアルバイトを開始しているので、少なくとも2月1日以前にも面接がされています。3月以降は家賃、医療費を滞納し、光熱費の支払いも遅れ、借金で借金を返すような状態になり、8月に弁護士会へ債務整理の相談をしました。

平成18年6月には、弁護士が同行して生活保護を申請し、受理されました。しかし、生活状況については全く質問されなかつたということです。しかも、家賃分は支給されず、転居指導が行なわれ、8月に転居を余儀なくされ転居したこと。三郷市の生活保護が打ち切られました。しかし、生活を立て直す方策は

署名は、埼玉社保協のホームページ

<http://www.shahokyo.org/>にアクセスを。

各種集会、団体を通じて全国から幅広く集まっています。引き続き、結審まで署名を集めていますので、ご協力をお願い致します。